

双方代理 宅建 H21-02-4 <<#534>>

【問】正誤をつけよ。

AがA所有の土地の売却に関する代理権をBに与えた。Bは、Aに損失が発生しないのであれば、Aの意向にかかわらず、買主Fの代理人にもなって、売買契約を締結することができる。



【答え】誤り

《ポイント》 自己契約・双方代理 【宅建★基本頻出】

同一の法律行為について、相手方の代理人として(自己契約)、又は当事者双方の代理人としてした行為(双方代理)は、代理権を有しない者がした行為(無権代理)とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。(民法 108 条 1 項)

→
追認